

市政への提言

平成21年7月17日～8月3日受付分

| 提言・意見 | 所管課等 | 対応状況 |
|---|--|--|
| <p>56. 市内にある公園や街路樹、駅の東口、西口に植えてある木や草花の名前がよくわかりません。</p> <p>私は、駅西の住人ですが、駅の西口でわかるのは「ナナカマド」くらいです。西口で早春に白い花が一本だけ咲きますが、「コブシ」の花でしょうか、「白木蓮」でしょうか。東口の歩道に咲く「つつじ」にもそれぞれに名前があると思いますが、全部が「キリシマ」ではないと思います。駅西口の草花は、全くわかりません。市役所入口の枝振りのいい松は何というのでしょうか。</p> <p>何年も前からお願いしようと思っていたのですが、街路樹や花に名札と簡単な説明を書いていただけませんか。市役所そばの倉津川に垂れ下がるしだれ桜と図書館の樹や草花にもつけていただきたいと思います。</p> | <p>都市計画課 建設課 財政課 生涯学習課</p> | <p>公園の樹木名札については、天童市野草と親しむ会の協力をいただき、舞鶴山（天童公園）と中央公園の主な樹木には設置しています。</p> <p>教育施設である図書館、市役所敷地内、公園については、樹木や草花の種類等を考慮し、地域の要望に応じて名札を付けるよう対応します。</p> <p>一方、市道の街路樹の樹木等は、広範囲にわたり本数も多いため、名札の掲示は今のところ考えていません。興味のある方が、ご自身で図鑑等を紐解くのも楽しみの一つではないかと思います。</p> |
| <p>57. 第四中学校グラウンドと線路の間の通学路にガードレールがありませんが、横一列に並んで歩いている人がいます。車が通ると危ないので、ガードレールを設置してもらえないでしょうか。</p> | <p>建設課 教育総務課 学校教育課</p> | <p>第四中学校東側の道路は、道幅が狭いため車が通行する部分と、歩行者が通行する部分をガードレールなどで分離されていませんが、現在の道路幅員ではガードレールを設置することは出来ません。</p> <p>横一列の歩行は大変危険ですし、通行する人にも迷惑がかかりますので、中学校の生徒が交通ルールを守るよう注意を促し、安全に登下校を行うよう繰り返し指導していきます。</p> |
| <p>58. 先日、自動交付機に市民カードを置き忘れて、紛失してしま</p> | <p>市民課</p> | <p>今後は、休日に市民カードの利用を緊急に停止する必要が生じた場</p> |

市政への提言

平成21年7月17日～8月3日受付分

| 提言・意見 | 所管課等 | 対応状況 |
|--|----------------------|---|
| <p>いました。休日だったので警備室に連絡をしましたが、何もできないと言われました。市民カードで取り出せる書類は限られており、悪用される恐れは低いものの、何に利用されるかわからない今日です。最悪の場合、カードの利用がストップできるように、緊急電話を設けて頂けるとありがたいです。</p> | | <p>合は、市役所警備室にその旨をご連絡いただければ、利用停止の処理を行うようにします。その際は、本人確認のため、認印及び運転免許証等を準備してくださるようお願いいたします。</p> |
| <p>59. 天童に転入してまもなく2年になりますが、家にいると窓から入る煙の臭いに困っています。実際に白い煙が入ってくるわけではありませんが、洗濯物に煙の臭いがついてしまいます。田、畑、果樹園に囲まれている現実実感していますが、他県では健康に被害もあり、野焼行為は条例で禁じられているところもあると聞いています。</p> <p>観光に力を入れている天童市なので、施設だけではなく、環境を整えることのひとつに、空気、風にも目を向けるべきではないでしょうか。</p> <p>来県者が駅に降り立ち、煙くさい空気をどのように感じるでしょうか。外の風が心地よい時期になると一段とひどくなります。</p> | <p>生活環境課 農林課</p> | <p>野焼きは、原則的に禁止されています。このような行為を見つけた場合は、生活環境課で注意や指導を行っていますので、連絡をいただければ対応いたします。</p> <p>しかし、農家の稲わらや果樹の剪定枝の焼却は、農業経営のためやむをえない場合は特例で認められています。住宅、交通量の多い道路、線路付近や風のある日は焼却を行わないよう農家全戸にチラシを配布し注意を促しています。</p> <p>なお、本市も加盟する村山地域果樹剪定枝等循環利用協議会では、家畜の敷きわらの代替やバイオマス発電施設の燃料等に使用するため果樹の剪定枝のチップ加工による有効活用実験を行っています。今後、これらの成果を踏まえ、恒常的な回収・活用の仕組み作りに取り組んでいきます。</p> |
| <p>60. 先日、学校のクラス保護者会の集まりで、中部公民館が使えないか確認したところ、そのような利用目的だと有料になると言われました。</p> | <p>生涯学習課</p> | <p>市立公民館の使用料については、社会教育団体をはじめ学校関係や地域の団体の利用などは、減免の取扱いを行っています。また、今年の7月からは、幼児教育機関の利用に</p> |

市政への提言

平成21年7月17日～8月3日受付分

| 提言・意見 | 所管課等 | 対応状況 |
|--|------|---|
| <p>ところが、ある幼稚園の利用においてサークルで利用すると申請して無料で借り、実際は幼稚園児の集まりや保護者の集まりに利用していると耳にしました。</p> <p>もっと利用実態をしっかりとチェックしてください。サークルを運営している人だけ有利に借りられるなんて不公平ではないでしょうか。</p> | | <p>際しても減免の取扱いを行っています。</p> <p>ご提言では、利用申込の際に窓口で有料になる旨言われたということですが、学校関係の利用は、従来減免の取扱いをしており、公民館において説明が不十分だったか、誤解を与えてしまったのではないかと考えられますので、窓口における適切な説明と対応に努めます。</p> |